

山口肝移植診療検討会一会則

第1条 名称

本会は、「山口肝移植診療検討会」と称する。

第2条 事務局

事務局は「山口大学大学院医学系研究科 消化器・腫瘍外科学」に置く。

〒755-8505 山口県宇部市南小串 1-1-1

Tel : 0836-22-2264(医局・直通)

第3条 目的

本会は、山口県における肝移植診療の向上を目的とし、その知識普及をもって、肝不全患者の予後改善に寄与するとともに、移植適応となりえる患者の選定および円滑な患者紹介のため、山口県における協力体制を構築する。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) その他、目的を達成するための事業

第5条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費(会費規定による)を納入した医師および医療関係者とする。

第6条 役員

第1項 顧問

本会は1名の顧問を置く。

1) 選出

顧問は、世話人会で推薦され、代表世話人がこれを委嘱する。

2) 役割

顧問は、本会の業務に関して助言を与え、発展向上に寄与する。

3) 任期

顧問の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第2項 代表世話人

本会は1名の代表世話人を置く。

1) 選出

代表世話人は、世話人の中から選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

代表世話人は、本会を代表し、その任務を遂行する。

3) 任期

代表世話人の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第3項 世話人

本会は若干名の世話人を置く。

1) 選出

世話人は、世話人からの推薦をもって選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

世話人は、代表世話人の業務を補佐し、学術集会および各種臨床研究などの運営にあたる。

3) 任期

世話人の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第4項 幹事

本会は数名の幹事を置く。

1) 選出

幹事は世話人の推薦により選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

幹事は、本会の事務補佐業務をおこなう。

3) 任期

幹事の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第5項 会計監事

本会は1名の会計監事を置く。

1) 選出

会計監事は世話人の中より選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

会計監事は、本会の会計および資産を監査する。

3) 任期

会計監事の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第6項 世話人会

世話人会は、年1回以上開催する。

1) 構成

世話人会は、代表世話人、世話人(会計監事を含む)、幹事、により構成される。

顧問は、世話人会に適宜出席し、助言を与え、発展向上に寄与する。

2) 役割

世話人会は、本会の意思決定機関であり、本会の運営に関する内容を審議する。決議にあたっては、出席者の2分の1以上の賛成をもって可決する。

世話人会は、環境の変化に対応した本会の一層の発展を目指して、事業内容、役員人事、会則について1年毎に見直しを行う。

第7条 学術集会

学術集会は年1回開催する。

1) 運営

事務局は、企業などへ共催、もしくは協賛を募り、本会の学術集会を開催することもできる。
また事務局と共催・協賛企業は、学術集会の内容を協議、設定を行い、学術集会の運営を行う。

2) 出席者

会員、医療関係者及び医学部学生

第8条 会計

1) 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2) 運営資金

本会の運営資金は、会費およびその他の資金をもって充てる。

3) 会計事務

本会の会計事務は事務局が行い、幹事及び会計幹事の監査を経た後、世話人の承認を得、会員に開示する。

第9条 会則の変更

本会則の変更は、世話人会の審議を経て、承認を得る。

附則

第1条 会則の施行

本会則は平成29年11月21日より施行する。

第2条 会費規定

会員は、各学術集会参加時に会費500円を納付する。